

日調連発第242号

令和6年11月7日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表された  
ことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおりお知らせがありましたので、通知します。

各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を所属会員に周知いただき、特に関係する地域の土地家屋調査士会においては、管轄の法務局又は地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請について遺漏のないよう配意願います。



法務省民二第1258号  
令和6年1月7日

日本土地家屋調査士会連合会長 岡田 潤一郎 殿

法務省民事局民事第二課長 大 谷 太

令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果  
が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について  
標記について、関係する法務局・地方法務局に対し、別添のとおり通知しま  
したので、お知らせします。

法務省民二第1257号  
令和6年1月7日

法務局民事行政部長 殿  
(東京及び名古屋)  
地方法務局長 殿  
(前橋、長野、新潟、金沢及び富山)

法務省民事局民事第二課長  
(公印省略)

令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について  
(通知)

令和6年能登半島地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の取扱い等については、本年1月10日付け法務省民二第18号当職通知によりお知らせしたところですが、同年2月15日及び7月10日、国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）が、公表を停止していた基準点の一部について、その改定後の測量成果（改定成果）を公表したことを踏まえ、本日以降において、分筆の登記等に伴って登記所に提出する地積測量図の作成等に関する留意点を下記のとおり整理したので、貴管下登記官に周知願います。

なお、改定後の測量成果が公表されていない地域の取扱いについては、その公表後において改めて通知することとしていますので留意願います。

#### 記

##### 1 改定成果が公表された地域

###### (1) 群馬県

長野原町、嬬恋村、草津町

###### (2) 長野県

長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、千曲市、東御市、安曇野市、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

(3) 新潟県

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市（旧真野町・小木町・羽茂町・赤泊村）、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村

(4) 石川県

七尾市（一部地域を除く。）、輪島市（一部地域を除く。）、珠洲市（一部地域を除く。）、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町（一部地域を除く。）、宝達志水町、中能登町、穴水町（一部地域を除く。）、能登町（一部地域を除く。）

(5) 富山県

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

2 改定成果が公表された地域における地積測量図の作成方法及びその取扱い地積測量図には、原則として、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）第77条第1項第8号）ところ、地理院による改定成果が公表された地域において、分筆の登記等に伴って提出される地積測量図については、当該地積測量図の作成者に対し、次のように求めるものとする。

(1) 改定成果の公表の日より後の測量成果により作成する地積測量図

ア 与点として使用した近傍の基本三角点等について、その管理者が再測量又は地理院の示す方式による座標変換（以下、地理院の示す方式による座標変換を「パラメータ変換」、再測量又は地理院の示す方式による座標変換を「再測量等」という。）をして成果の改定をしている場合

地積測量図に記録する基本三角点等の点名の横に、再測量又はパラメータ変換がされたものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、公共座標として取り扱うものとする。

イ 与点として使用した近傍の基本三角点等について、その管理者が再測量等によって成果の改定をしていない場合

地積測量図に記録する基本三角点等の点名の横に、再測量又はパラメータ変換がされていないものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、任意座標として取り扱うものとする。

ウ 地積測量図の作成者がパラメータ変換をしている場合

管理者が、当該測量に当たって使用した近傍の基本三角点等の再測量等をしていない場合において、地積測量図の作成者である土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人(以下「土地家屋調査士等」という。)が当該基本三角点等及び筆界点の座標値を自らパラメータ変換をして地積測量図に記録しているときは、当該地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に、地積測量図の作成者がパラメータ変換をしたものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、公共座標に準ずるものとして取り扱うものとする。

(2) 本年1月5日から改定成果の公表の日までの測量成果により作成する地積測量図

ア 地積測量図の作成者が、公表された改定成果に基づき測量に当たって使用した近傍の基本三角点等の座標値を改算するとともに筆界点座標値を修正している場合

地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に座標値を改算したものである旨を記録するように求めるものとする。

なお、この場合の筆界点座標値は、公共座標に準ずるものとして取り扱うものとする。

イ 測量に当たって使用した近傍の基本三角点等の座標値の改算等が行われていない場合

地積測量図の作成者に対し、可能な限り改算等をするように求めるものとするが、これに応じないときは、地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に座標値を改算していないものである旨を記録するよう求めるものとする。

なお、近傍の基本三角点等の座標値の改算等がされていない場合の筆界点座標値は、任意座標として取り扱うものとする。

(3) 本年 1 月 5 日より前の測量成果により作成された地積測量図

本年 1 月 5 日より前の測量成果により作成された地積測量図については、本年 1 月 10 日付け法務省民二第 18 号当職通知の記 2(2)のとおり、地震後に、その成果について点検が行われ、その点検結果において相対的位置関係に変動がない(公差の範囲内)ことが確認された場合には、任意座標として取り扱うものとする。

この場合には、その旨を規則第 93 条ただし書に規定する土地家屋調査士等が作成した不動産に係る調査に関する報告(これと同等の官公署等が作成する調査報告を含む。)に記録することを求めるものとする。

なお、この点検・確認がされていない地積測量図が提出された場合には、必要に応じて実地調査を行った上で、その適否を判断するものとする。

(4) 電子基準点に基づく測量成果により作成された地積測量図

改定成果が公表された後の電子基準点に基づき測量がされている場合には、通常の取扱いと異なる点はないが、本年 1 月 5 日よりも前の電子基準点を利用した測量成果により作成された地積測量図については、前記(3)と同様に取り扱うものとする。

なお、本年 1 月 5 日から改定成果が公表されるまでの間は、電子基準点を利用した測量をすることはできないため、この期間に電子基準点に基づく測量を行ったとする地積測量図の提出があった場合には、当該地積測量図の作成者に内容を確認し、所要の処理をするものとする。

3 地図情報システムの取扱い

地図情報システムに登録されている地図等の筆界点座標値のパラメータ変換がされるまでの間は、座標値入力により地図等の異動修正の処理ができないことから、按分入力等の精度を維持することができる入力方法により行うものとする。

事務連絡  
令和6年1月7日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当） 殿

（東京及び名古屋）

地方法務局首席登記官（不動産登記担当） 殿

（前橋、長野、新潟、金沢及び富山）

法務省民事局民事第二課 金森補佐官

令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図への記録方法について

標記地積測量図の作成等に関する留意点については、本日付け法務省民二第号当課長通知により各局に周知されたところですが、地積測量図への具体的な記録方法については、別添の記録の例によることとしますので、貴管下登記官への周知をお願いします。

## 令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図への記録方法について

		地積測量図の記録方法	点名横の記録の例
改定成果の公表の日より後の測量成果により作成する地積測量図	管理者が近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしている場合	地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に、再測量又はパラメータ変換がされたものである旨を記録する。	「管理者の再測量による」 「管理者のパラメータ変換による」
	管理者が近傍の基本三角点等の再測量又はパラメータ変換をしていない場合	地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に、再測量又はパラメータ変換がされていないものである旨を記録する。	「再測量又はパラメータ変換がされていない」
	地積測量図の作成者(土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人)がパラメータ変換をしている場合	地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に、地積測量図の作成者がパラメータ変換をしたものである旨を記録する。	「作成者のパラメータ変換(ファイル名(※))による」
令和6年1月5日から改定成果の公表の日までの測量成果により作成する地積測量図	地積測量図の作成者が、公表された改定成果に基づき改算等を行っている場合	地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に座標値を改算したものである旨を記録する。	「作成者の改算による」
	公表された改定成果に基づく改算等がされていない場合	地積測量図に記録する当該基本三角点等の点名の横に座標値を改算していないものである旨を記録する。	「改算をしていない」

※令和6年2月15日に公表されたパラメータを使用してパラメータ変換をした場合にはファイル名「noto2024\_BL.par」が、同年7月10日に公表されたパラメータを使用してパラメータ変換をした場合にはファイル名「noto2024\_02BL.par」が括弧内に記録される。